

長井市国民保護計画修正案（第1編 総則）

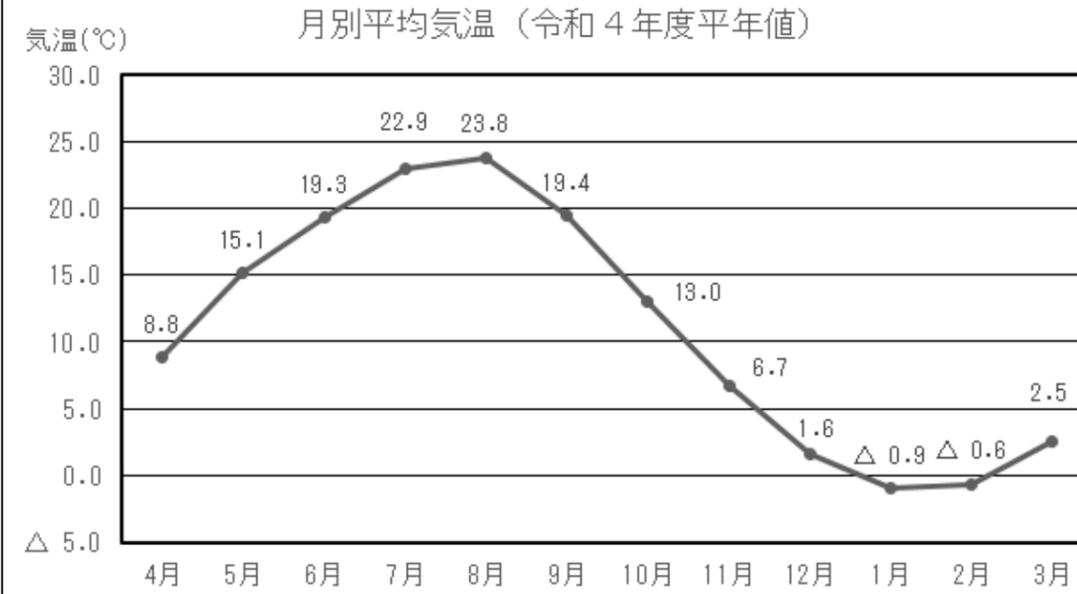
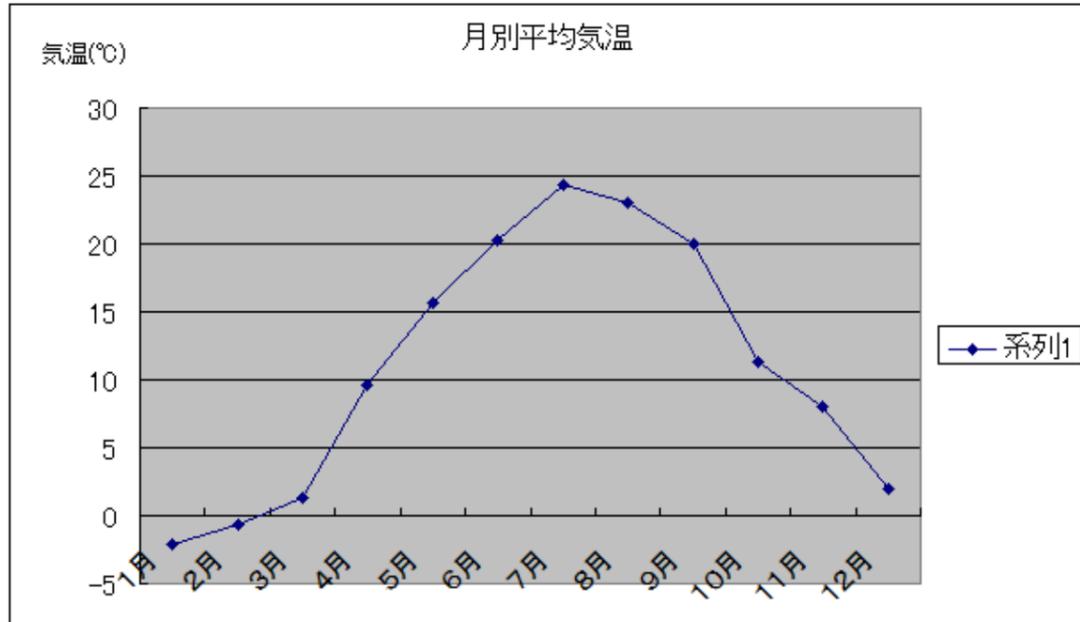
現 行	修 正（案）	修正理由等																																																																			
<p>第1章 略</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本指針</p> <p>1 国民保護措置に係る基本方針</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>災害時要援護者</u>への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、<u>障害者</u>、外国人その他特に配慮を要する者（平成17年12月山形県作成「災害時要援護者支援指針」における災害時要援護者。以下「災害時要援護者」という。）の保護について留意する。 また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 その他の留意事項</p> <p>略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>略</p> <p>(1) 位置・面積 本市は、<u>山形県の南西部</u>、西置賜のほぼ中央に位置し、東は南陽市、西は小国町、南は飯豊町及び川西町、<u>北は白鷹町と接している。</u> 経度緯度、面積等については次の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="261 1436 854 1780"> <tr><td>極 南</td><td>北緯</td><td>38° 02' 21"</td></tr> <tr><td>極 北</td><td>北緯</td><td>38° 14' 35"</td></tr> <tr><td>極 東</td><td>東経</td><td>140° 06' 46"</td></tr> <tr><td>極 西</td><td>東経</td><td>139° 52' 58"</td></tr> <tr><td>総面積</td><td></td><td>214.69 km²</td></tr> <tr><td>森林面積</td><td></td><td>139.20 km²</td></tr> <tr><td>標高(最高)</td><td></td><td>1,609 m</td></tr> <tr><td>標高(最低)</td><td></td><td>194 m</td></tr> <tr><td>平野部</td><td></td><td>194～230 m</td></tr> </table> <p>(2) 地勢</p> <p>① 略</p>	極 南	北緯	38° 02' 21"	極 北	北緯	38° 14' 35"	極 東	東経	140° 06' 46"	極 西	東経	139° 52' 58"	総面積		214.69 km ²	森林面積		139.20 km ²	標高(最高)		1,609 m	標高(最低)		194 m	平野部		194～230 m	<p>第1章 略</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本指針</p> <p>1 国民保護措置に係る基本方針</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>災害時要配慮者</u>への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人その他特に配慮を要する者（平成26年2月山形県作成「災害時要配慮者支援指針」における災害時要配慮者。以下「災害時要配慮者」という。）の保護について留意する。 また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 その他の留意事項</p> <p>略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>略</p> <p>(1) 位置・面積 本市は、<u>山形県の西南部</u>、西置賜のほぼ中央に位置し、東は南陽市、西は小国町、南は飯豊町及び川西町、<u>北は白鷹町と朝日町に接している。</u> 経度緯度、面積等については次の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="1347 1436 2350 1780"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>東 端</th> <th>西 端</th> <th>南 端</th> <th>北 端</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経 度</td> <td>140° 06' 36"</td> <td>139° 52' 39"</td> <td>140° 01' 53"</td> <td>139° 54' 59"</td> </tr> <tr> <td>緯 度</td> <td>38° 07' 45"</td> <td>38° 11' 59"</td> <td>38° 02' 32"</td> <td>38° 14' 48"</td> </tr> <tr> <td>総面積</td> <td colspan="4">214.67 km²</td> </tr> <tr> <td>森林面積</td> <td colspan="4">146.45 km²</td> </tr> <tr> <td>標高(最高)</td> <td colspan="4">1,609.4 m</td> </tr> <tr> <td>標高(最低)</td> <td colspan="4">192.1 m</td> </tr> <tr> <td>平野部</td> <td colspan="4">194～230 m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地勢</p> <p>① 略</p>	位 置	東 端	西 端	南 端	北 端	経 度	140° 06' 36"	139° 52' 39"	140° 01' 53"	139° 54' 59"	緯 度	38° 07' 45"	38° 11' 59"	38° 02' 32"	38° 14' 48"	総面積	214.67 km ²				森林面積	146.45 km ²				標高(最高)	1,609.4 m				標高(最低)	192.1 m				平野部	194～230 m				<p>表現の適正化(災害対策基本法第8条) 県指針の改訂</p> <p>表現の適正化(長井市地域防災計画)</p>
極 南	北緯	38° 02' 21"																																																																			
極 北	北緯	38° 14' 35"																																																																			
極 東	東経	140° 06' 46"																																																																			
極 西	東経	139° 52' 58"																																																																			
総面積		214.69 km ²																																																																			
森林面積		139.20 km ²																																																																			
標高(最高)		1,609 m																																																																			
標高(最低)		194 m																																																																			
平野部		194～230 m																																																																			
位 置	東 端	西 端	南 端	北 端																																																																	
経 度	140° 06' 36"	139° 52' 39"	140° 01' 53"	139° 54' 59"																																																																	
緯 度	38° 07' 45"	38° 11' 59"	38° 02' 32"	38° 14' 48"																																																																	
総面積	214.67 km ²																																																																				
森林面積	146.45 km ²																																																																				
標高(最高)	1,609.4 m																																																																				
標高(最低)	192.1 m																																																																				
平野部	194～230 m																																																																				

現 行	修 正 (案)	修正理由等
<p>② 河川</p> <p>長井盆地は、朝日山系に源を發して盆地を貫流する野川、朝日山系前縁の斜面から急勾配で東流する小河川及び飯豊山系に源を持つ白川によって涵養され、最上川は排出河川としての役割をなしている。</p> <p>野川は、朝日山系の主峰のひとつである大朝日岳から南下した<u>平岩岳</u>（1609m）を源として支沢を集めながら南下し、急にほぼ直角に屈曲して長井盆地に流入し、扇状地を形成している。</p> <p>白川は、飯豊山系の三国岳に源を發する本川が上流で広河原川、小屋川と合流し、その合流点からほぼ北流して小白川、萩生川を合わせて長井盆地南部で最上川に注ぐ。</p> <p>(3) 気候</p> <p>本市は、内陸性気候区に属しているが、西方の朝日山系の影響を強く受けている。すなわち、<u>冬期</u>の卓越風が非常に強く、朝日山系の風背面にあたることから多量の積雪をみる。</p> <p>最多風向は、北西方向であり、冬期間が特に強く、風による被害の出ることもある。</p> <p>また、本市は日本の東北部に位置するため、梅雨期は7月上旬、中旬になり、<u>北上速度が速く</u>期間もやや短い。夏期にはまれに冷害が発生することがあり、また8月には洪水性の豪雨もしばしばみられる。台風の被害は、あまり受けない。</p> <p><u>長井市小出の観測所</u>での観測によると、年平均気温は、<u>10.5℃</u>で県内では比較的温暖である。</p> <p><u>年平均降水量は、2764.3mmで全国平均の1700～1800mmよりかなり多い。</u></p> <p>積雪は、<u>平野部で1.5m、山麓部で2.0m前後</u>あり、積雪期間は、<u>平年12月から110日以上に及んでいる</u>。各月毎の降水量は、7月が最も多く、<u>あとは冬期に集中し、年降水量の38%が12月～3月の降雪期もたらされている。</u></p> <p>また、月降水量の変動を知る目的で、それぞれの月の標準値を求め、それを平均値で割って変動係数を算出すると、8月が最も変動が激しく、<u>300mm以上から100mm以下の変動幅</u>をもち、8月に降雨性の豪雨がしばしば発生していることを裏付けている。8月以下、7月、6月、9月で変動が大きく冬期の降雪量と比較すると<u>夏期</u>の降水量の方が不安定である。</p>	<p>② 河川</p> <p>長井盆地は、朝日山系に源を發して盆地を貫流する野川、朝日山系前縁の斜面から急勾配で東流する小河川及び飯豊山系に源を持つ白川によって涵養され、最上川は排出河川としての役割をなしている。</p> <p>野川は、朝日山系の主峰のひとつである大朝日岳から南下した<u>平岩山</u>（1609m）を源として支沢を集めながら南下し、急にほぼ直角に屈曲して長井盆地に流入し、扇状地を形成している。</p> <p>白川は、飯豊山系の三国岳に源を發する本川が上流で広河原川、小屋川と合流し、その合流点からほぼ北流して小白川、萩生川を合わせて長井盆地南部で最上川に注ぐ。</p> <p>(3) 気候</p> <p>本市は、内陸性気候区に属しているが、西方の朝日山系の影響を強く受けている。すなわち、<u>冬季</u>の卓越風が非常に強く、朝日山系の風背面にあたることから多量の積雪をみる。</p> <p>最多風向は、北西方向であり、冬期間が特に強く、風による被害の出ることもある。</p> <p>また、本市は日本の東北部に位置するため、梅雨期は7月上旬、中旬になり、<u>北上する前線の速度が速く</u>期間もやや短い。夏期にはまれに冷害が発生することがあり、また8月には洪水性の豪雨もしばしばみられる。台風の被害は、あまり受けない。</p> <p><u>平山気象観測所</u>での観測によると、年平均気温は、<u>11.0℃</u>で県内では比較的温暖である。</p> <p><u>年平均降水量は、1,856.5mmで全国平均の1,661.5mmよりかなり多い。</u></p> <p>積雪は、<u>平野部で1.2m、山麓部で1.7m前後</u>あり、積雪期間は、<u>平年12月中旬から110日以上に及んでいる</u>。各月毎の降水量は、7月が最も多く、<u>あとは冬季に集中し、年降水量の34%が12月～3月の降雪によりもたらされている。</u></p> <p>また、月降水量の変動を知る目的で、それぞれの月の標準値を求め、それを平均値で割って変動係数を算出すると、8月が最も変動が激しく、<u>100mm以上から300mm以下の変動幅</u>をもち、8月に降雨性の豪雨がしばしば発生していることを裏付けている。8月以下、7月、6月、9月で変動が大きく冬期の降雪量と比較すると<u>夏季</u>の降水量の方が不安定である。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化 時点修正</p>

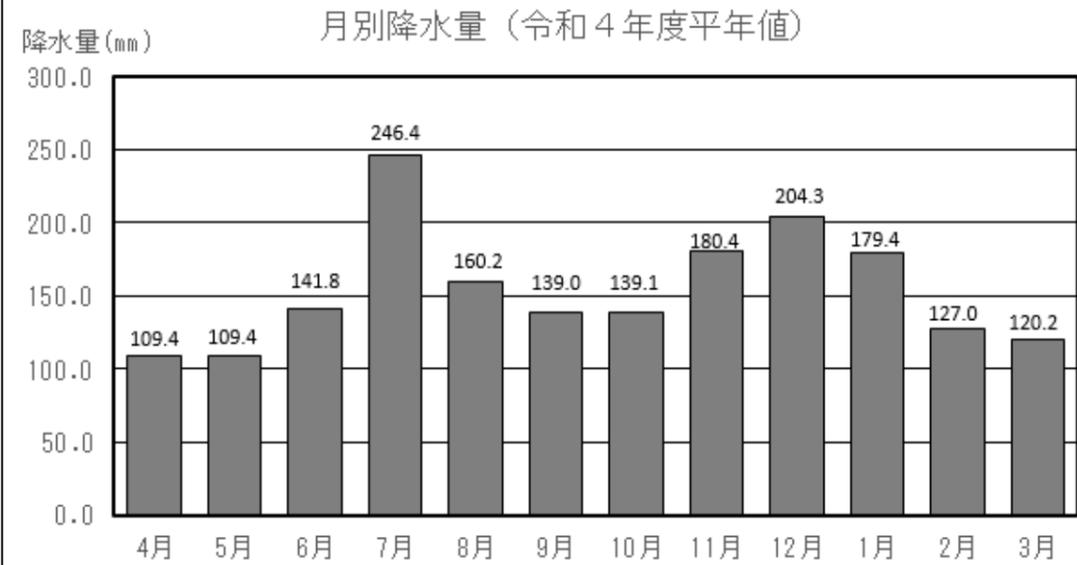
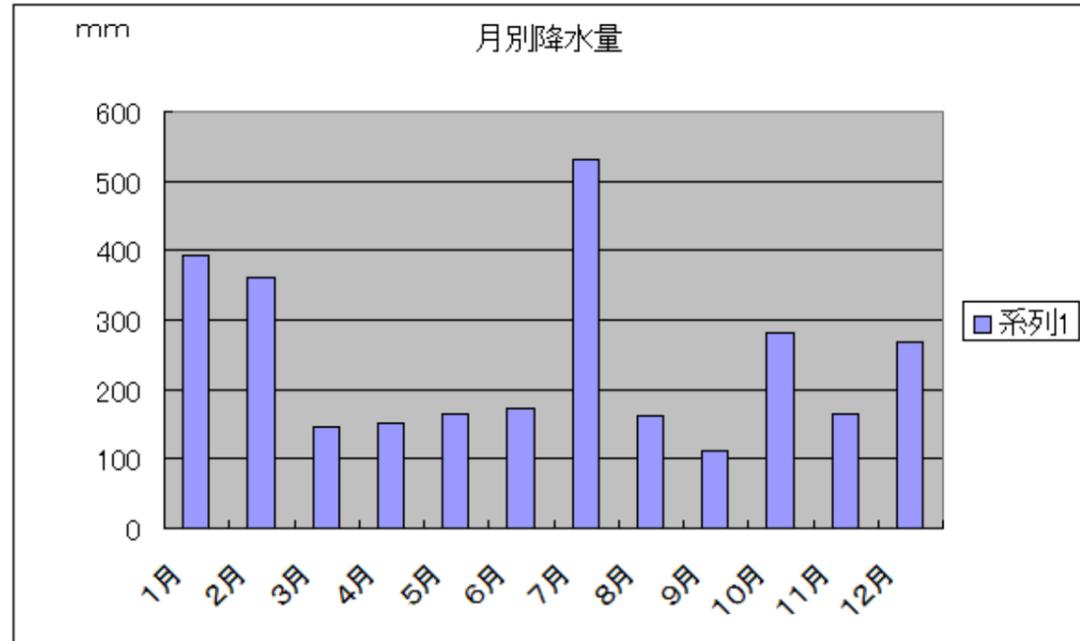
現 行

修 正 (案)

修正理由等



時点修正
表の変更



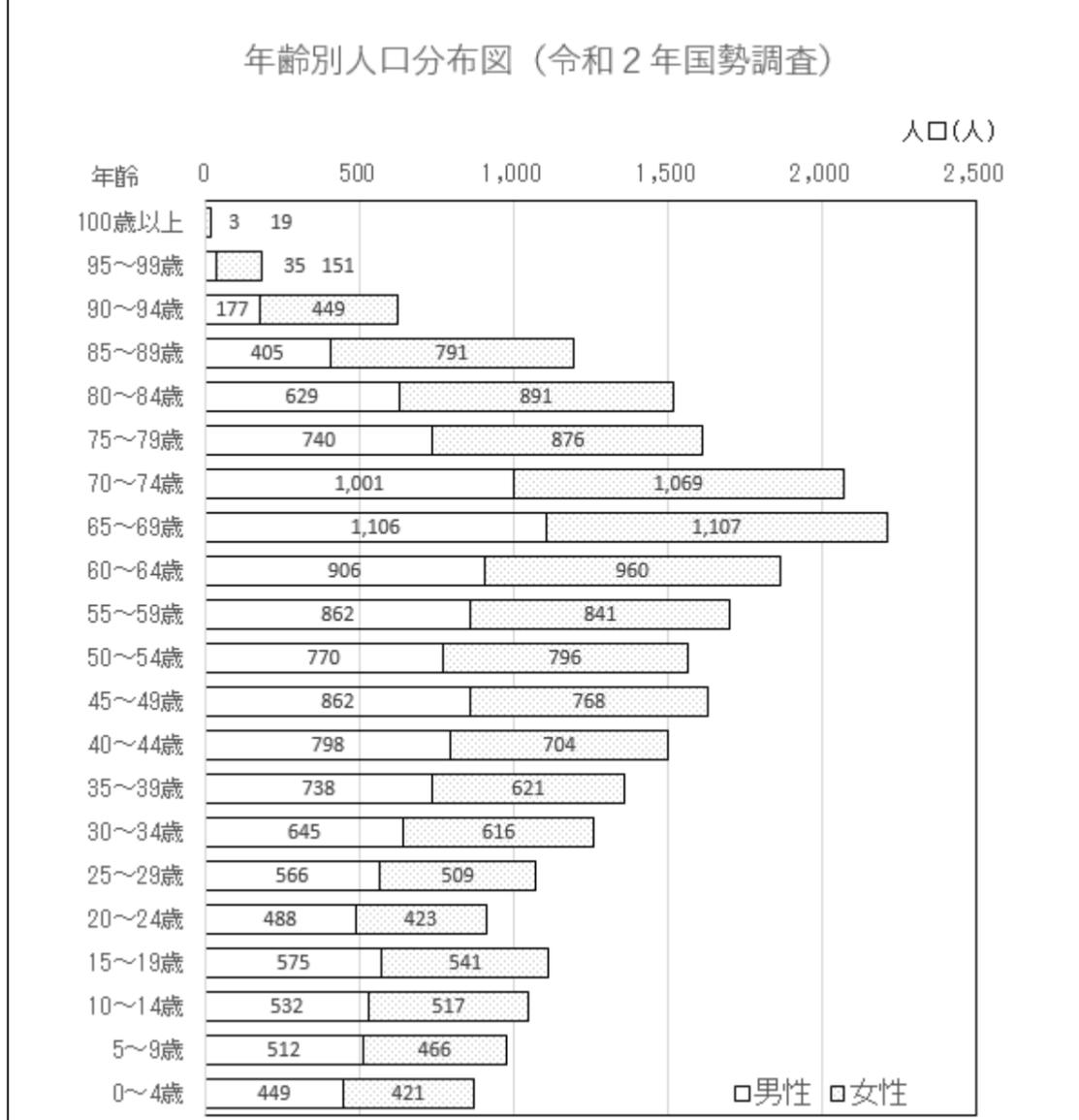
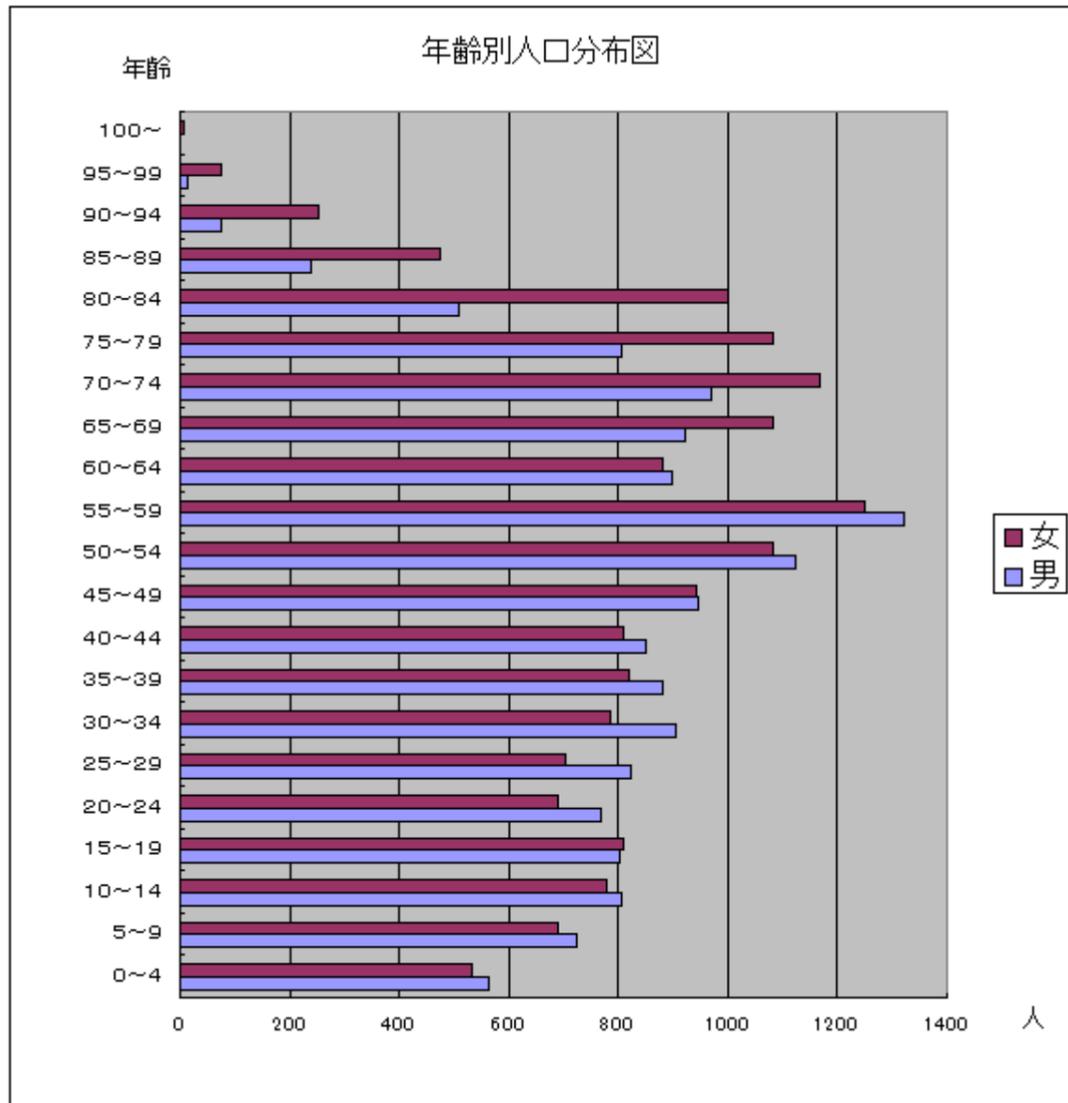
※出典：気象庁HP 平年値・1991年～2020年までの平均

現 行	修 正 (案)	修正理由等																												
<p>(4) 人口分布</p> <p>市内は大きく6つの地区に分かれており、中心市街地及び住宅地を形成している中央地区が全人口の半数近くを占めており、周辺地区については、田園地帯に集落が点在している。</p> <p>それぞれの位置関係としては、中央地区を取り巻くように北に致芳地区、北西に西根地区、南西に平野地区、東に伊佐沢地区、南に豊田地区となっている。</p> <p>一方、年齢別の人口分布としては、市の人口自体がゆるやかに減少している中、全国的な傾向である少子高齢化は本市においても例外ではなく、特に老年人口(65歳以上)の増加が著しく、この傾向は今後も加速度的に続くものと予想されている。</p> <div data-bbox="172 672 1210 1239"> <table border="1"> <caption>地区別人口分布表</caption> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央地区</td> <td>14,500</td> </tr> <tr> <td>致芳地区</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>西根地区</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>平野地区</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>伊佐沢地区</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>豊田地区</td> <td>4,500</td> </tr> </tbody> </table> </div>	地区	人口(人)	中央地区	14,500	致芳地区	4,500	西根地区	4,500	平野地区	3,000	伊佐沢地区	1,800	豊田地区	4,500	<p>(4) 人口分布</p> <p>市内は大きく6つの地区に分かれており、中心市街地及び住宅地を形成している中央地区が全人口の半数近くを占めており、周辺地区については、田園地帯に集落が点在している。</p> <p>それぞれの位置関係としては、中央地区を取り巻くように北に致芳地区、北西に西根地区、南西に平野地区、東に伊佐沢地区、南に豊田地区となっている。</p> <p>一方、年齢別の人口分布としては、市の人口自体がゆるやかに減少している中、全国的な傾向である少子高齢化は本市においても例外ではなく、特に老年人口(65歳以上)の増加が著しく、この傾向は今後も加速度的に続くものと予想されている。</p> <div data-bbox="1291 714 2270 1239"> <table border="1"> <caption>地区別人口分布表 (令和2年国勢調査)</caption> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央地区</td> <td>12,522</td> </tr> <tr> <td>致芳地区</td> <td>3,441</td> </tr> <tr> <td>西根地区</td> <td>3,109</td> </tr> <tr> <td>平野地区</td> <td>2,669</td> </tr> <tr> <td>伊佐沢地区</td> <td>1,144</td> </tr> <tr> <td>豊田地区</td> <td>3,658</td> </tr> </tbody> </table> </div>	地区	人口(人)	中央地区	12,522	致芳地区	3,441	西根地区	3,109	平野地区	2,669	伊佐沢地区	1,144	豊田地区	3,658	<p>修正理由等</p> <p>時点修正表の変更</p>
地区	人口(人)																													
中央地区	14,500																													
致芳地区	4,500																													
西根地区	4,500																													
平野地区	3,000																													
伊佐沢地区	1,800																													
豊田地区	4,500																													
地区	人口(人)																													
中央地区	12,522																													
致芳地区	3,441																													
西根地区	3,109																													
平野地区	2,669																													
伊佐沢地区	1,144																													
豊田地区	3,658																													

現行

修正(案)

修正理由等



(5) 道路、鉄道的位置等

本市の道路のうち、国、県、市が管理する道路の内訳は、国道2路線 (実延長13.559km)、主要地方道4路線 (実延長23.786km)、県道11路線 (46.219km)、市道871路線 (実延長457.923km)となっている。(平成17年4月現在)

国道は、白鷹町から南下し、川西町を經由し米沢市に至る国道287号線が市の中心部を南北に貫き、本市の南端で南陽市から小国町、新潟市に至る国道113号線と交差している。

中心市街地である中央地区と周辺5地区とはいずれも国道、主要地方道、県道等で結ばれている。

一方、鉄道は、山形鉄道株式会社 (以下「山形鉄道」という。) 及び

(5) 道路、鉄道的位置等

※ 注) 不詳208人を除く。

本市の道路のうち、国、県、市が管理する道路の内訳は、国道2路線 (実延長13.129km)、主要地方道4路線 (実延長23.777km)、県道9路線 (42.732km)、市道980路線 (実延長505.409km)となっている。(令和5年4月現在)

国道は、白鷹町から南下し、川西町を經由し米沢市に至る国道287号線が市の中心部を南北に貫き、本市の南端先の川西町西大塚で南陽市から小国町、新潟市に至る国道113号線と交差している。

中心市街地である中央地区と周辺5地区とはいずれも国道、主要地方道、県道等で結ばれている。

一方、鉄道は、山形鉄道株式会社 (以下「山形鉄道」という。) 及び

時点修正

長井南バイパス開通による修正

現 行	修 正 (案)	修正理由等																
<p>東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）の2業者が市内に路線を保有している。</p> <p>このうち、山形鉄道のフラワー長井線は、南陽市赤湯から白鷹町荒砥までの路線であり、本市においては、今泉駅から白兔駅まで、ほぼ南北に縦断している。</p> <p>車両については、7両のディーゼルカーを所有しており、通常1～2両の編成で運行している。</p> <p>JR東日本については、米沢から坂町（<u>新潟県荒川町</u>）に至る米坂線が今泉駅でフラワー長井線と接続している。</p>	<p>東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）の2業者が市内に路線を保有している。</p> <p>このうち、山形鉄道のフラワー長井線は、南陽市赤湯から白鷹町荒砥までの路線であり、本市においては、今泉駅から白兔駅まで、ほぼ南北に縦断している。</p> <p>車両については、6両のディーゼルカーを所有しており、通常1～2両の編成で運行している。</p> <p>JR東日本については、米沢から坂町（<u>新潟県村上市</u>）に至る米坂線が今泉駅でフラワー長井線と接続している。</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p>																
<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p>	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p>																	
<p>略</p>	<p>略</p>																	
<p>1 国民保護措置が対象とする事態</p>	<p>1 国民保護措置が対象とする事態</p>																	
<p>略</p>	<p>略</p>																	
<p>2 武力攻撃事態</p>	<p>2 武力攻撃事態</p>																	
<p>(1) 武力攻撃事態の類型</p> <p>県国民保護計画では、基本指針を踏まえ、武力攻撃事態について次表に掲げる4類型を対象とする事態として想定されており、それぞれの事態の特徴及び留意点については、次のとおり示されている。</p>	<p>(1) 武力攻撃事態の類型</p> <p>県国民保護計画では、基本指針を踏まえ、武力攻撃事態について次表に掲げる4類型を対象とする事態として想定されており、それぞれの事態の特徴及び留意点については、次のとおり示されている。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事態類型</th> <th>想 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 着上陸侵攻</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>3 弾道ミサイル攻撃</td> <td> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特徴</p> <p>○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>(3) 留意点</p> <p><u>○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</u></p> <p>○弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事態類型	想 定	1 着上陸侵攻	略	2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	略	3 弾道ミサイル攻撃	<p>(1) 略</p> <p>(2) 特徴</p> <p>○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>(3) 留意点</p> <p><u>○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</u></p> <p>○弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事態類型</th> <th>想 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 着上陸侵攻</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>3 弾道ミサイル攻撃</td> <td> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特徴</p> <p>○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p><u>○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</u></p> <p>(3) 留意点</p> <p>削除</p> <p>○弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事態類型	想 定	1 着上陸侵攻	略	2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	略	3 弾道ミサイル攻撃	<p>(1) 略</p> <p>(2) 特徴</p> <p>○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p><u>○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</u></p> <p>(3) 留意点</p> <p>削除</p> <p>○弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被</p>	<p>山形県国民保護計画の修正</p>
事態類型	想 定																	
1 着上陸侵攻	略																	
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	略																	
3 弾道ミサイル攻撃	<p>(1) 略</p> <p>(2) 特徴</p> <p>○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>(3) 留意点</p> <p><u>○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</u></p> <p>○弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被</p>																	
事態類型	想 定																	
1 着上陸侵攻	略																	
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	略																	
3 弾道ミサイル攻撃	<p>(1) 略</p> <p>(2) 特徴</p> <p>○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p><u>○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</u></p> <p>(3) 留意点</p> <p>削除</p> <p>○弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被</p>																	

現 行		修 正 (案)		修正理由等
	害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。		害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。	
4 航空攻撃	略	4 航空攻撃	略	
(2) NBC攻撃の場合の対応 特殊な対応が必要であるNBC攻撃において想定される被害及び留意点は、次のとおり示されている。		(2) NBC攻撃の場合の対応 特殊な対応が必要であるNBC攻撃において想定される被害及び留意点は、次のとおり示されている。		山形県国民保護計画の修正
種 別	対 応	種 別	対 応	
1 核兵器等	略 ○ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。	1 核兵器等	略 ○ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 <u>○核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u>	
2 生物兵器	略	2 生物兵器	略	
3 化学兵器	略	3 化学兵器	略	
3 略		3 略		
4 本市において特に留意すべき事項		4 本市において特に留意すべき事項		
略 一方、基本指針においては、「我が国を取り巻く安全保障環境については、 <u>冷戦終了後</u> 10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている」とされている。		略 一方、基本指針においては、「我が国を取り巻く安全保障環境については、 <u>冷戦終結後</u> 10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている」とされている。		
略		略		

長井市国民保護計画修正案（第2編 平素からの備えや予防）

現 行	修 正（案）	修正理由等																																				
<p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備 略</p> <p>1 市の各課等における平素の業務</p> <p>(1) 市の各課等における平素の業務 市の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <table border="1" data-bbox="172 636 1234 1759"> <thead> <tr> <th>課 等 名</th> <th>平 素 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国民保護協議会の運営及び庶務に関すること 市国民保護対策本部に関すること 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 物資及び資材の調達方法等に関すること 特殊標章等の交付等に関すること </td> </tr> <tr> <td>市民課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難実施要領の策定に関すること 国民保護措置についての訓練に関すること 安否情報の収集体制の整備に関すること 現地対策本部に関すること 避難誘導に関すること 廃棄物処理に関すること </td> </tr> <tr> <td>健康課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>農林課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 食糧、生活必需品の調達等に係る体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること </td> </tr> <tr> <td>福祉事務所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>管理課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の避難体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>文化生涯学習課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 体育館、公民館等の避難所開設に係る体制の整備に関すること </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	課 等 名	平 素 の 業 務	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護協議会の運営及び庶務に関すること 市国民保護対策本部に関すること 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 物資及び資材の調達方法等に関すること 特殊標章等の交付等に関すること 	市民課	<ul style="list-style-type: none"> 避難実施要領の策定に関すること 国民保護措置についての訓練に関すること 安否情報の収集体制の整備に関すること 現地対策本部に関すること 避難誘導に関すること 廃棄物処理に関すること 	健康課	<ul style="list-style-type: none"> 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 	農林課	<ul style="list-style-type: none"> 食糧、生活必需品の調達等に係る体制の整備に関すること 	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること 	福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 	管理課	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の避難体制の整備に関すること 	文化生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 体育館、公民館等の避難所開設に係る体制の整備に関すること 	<p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備 略</p> <p>1 市の各課等における平素の業務</p> <p>(1) 市の各課等における平素の業務 市の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1279 636 2347 1854"> <thead> <tr> <th>課 等 名</th> <th>平 素 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災危機管理課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国民保護協議会の運営及び庶務に関すること 市国民保護対策本部に関すること 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 物資及び資材の調達方法等に関すること 特殊標章等の交付等に関すること 避難実施要領の策定に関すること 国民保護措置についての訓練に関すること 現地対策本部に関すること 避難誘導に関すること </td> </tr> <tr> <td>市民課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 削除 削除 安否情報の収集体制の整備に関すること 削除 削除 廃棄物処理に関すること </td> </tr> <tr> <td>健康スポーツ課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 置賜生涯学習プラザの避難所開設に係る体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>農林課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 食糧、生活必需品の調達等に係る体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること </td> </tr> <tr> <td>福祉あんしん課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の避難体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>地域づくり推進課 教育総務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 体育館、コミュニティセンター等の避難所開設に係る体制の整備に関すること </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	課 等 名	平 素 の 業 務	防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護協議会の運営及び庶務に関すること 市国民保護対策本部に関すること 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 物資及び資材の調達方法等に関すること 特殊標章等の交付等に関すること 避難実施要領の策定に関すること 国民保護措置についての訓練に関すること 現地対策本部に関すること 避難誘導に関すること 	市民課	<ul style="list-style-type: none"> 削除 削除 安否情報の収集体制の整備に関すること 削除 削除 廃棄物処理に関すること 	健康スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 置賜生涯学習プラザの避難所開設に係る体制の整備に関すること 	農林課	<ul style="list-style-type: none"> 食糧、生活必需品の調達等に係る体制の整備に関すること 	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること 	福祉あんしん課	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の避難体制の整備に関すること 	地域づくり推進課 教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 体育館、コミュニティセンター等の避難所開設に係る体制の整備に関すること 	<p>組織の改編等</p>
課 等 名	平 素 の 業 務																																					
総務課	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護協議会の運営及び庶務に関すること 市国民保護対策本部に関すること 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 物資及び資材の調達方法等に関すること 特殊標章等の交付等に関すること 																																					
市民課	<ul style="list-style-type: none"> 避難実施要領の策定に関すること 国民保護措置についての訓練に関すること 安否情報の収集体制の整備に関すること 現地対策本部に関すること 避難誘導に関すること 廃棄物処理に関すること 																																					
健康課	<ul style="list-style-type: none"> 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 																																					
農林課	<ul style="list-style-type: none"> 食糧、生活必需品の調達等に係る体制の整備に関すること 																																					
建設課	<ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること 																																					
福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 																																					
管理課	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の避難体制の整備に関すること 																																					
文化生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 体育館、公民館等の避難所開設に係る体制の整備に関すること 																																					
課 等 名	平 素 の 業 務																																					
防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護協議会の運営及び庶務に関すること 市国民保護対策本部に関すること 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 物資及び資材の調達方法等に関すること 特殊標章等の交付等に関すること 避難実施要領の策定に関すること 国民保護措置についての訓練に関すること 現地対策本部に関すること 避難誘導に関すること 																																					
市民課	<ul style="list-style-type: none"> 削除 削除 安否情報の収集体制の整備に関すること 削除 削除 廃棄物処理に関すること 																																					
健康スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 置賜生涯学習プラザの避難所開設に係る体制の整備に関すること 																																					
農林課	<ul style="list-style-type: none"> 食糧、生活必需品の調達等に係る体制の整備に関すること 																																					
建設課	<ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること 																																					
福祉あんしん課	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 																																					
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の避難体制の整備に関すること 																																					
地域づくり推進課 教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 体育館、コミュニティセンター等の避難所開設に係る体制の整備に関すること 																																					

現 行	修 正 (案)	修正理由等																																																
<p>2 市職員の参集基準等</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等 市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。 【職員参集基準】</p> <table border="1" data-bbox="154 546 1240 766"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当課等体制</td> <td>国民保護担当課 <u>(総務課)</u> 職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②危機管理会議体制</td> <td>長井市危機管理会議設置要綱に基づき、職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="154 1117 1219 1283"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>代替職員(第1順位)</th> <th>代替職員(第2順位)</th> <th>代替職員(第3順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>副市長</td> <td><u>教育長</u></td> <td><u>総務課長</u></td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td><u>教育長</u></td> <td><u>総務課長</u></td> <td><u>総務課補佐</u></td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>当該班の専任補佐</td> <td>当該班の主たる主査</td> <td>当該班の主たる係長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)～(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 国民の権利利益の救済に係る手続等</p> <p>(1) 国民の権利利益の迅速な救済 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。 また、必要に応じ外部の専門家などの協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。</p>	体 制	参 集 基 準	①担当課等体制	国民保護担当課 <u>(総務課)</u> 職員が参集	②危機管理会議体制	長井市危機管理会議設置要綱に基づき、職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)	市 長	副市長	<u>教育長</u>	<u>総務課長</u>	副市長	<u>教育長</u>	<u>総務課長</u>	<u>総務課補佐</u>	班 長	当該班の専任補佐	当該班の主たる主査	当該班の主たる係長	<p>2 市職員の参集基準等</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等 市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。 【職員参集基準】</p> <table border="1" data-bbox="1264 546 2350 766"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当課等体制</td> <td>国民保護担当課 <u>(防災危機管理課)</u> 職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②危機管理会議体制</td> <td>長井市危機管理会議設置要綱に基づき、職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1276 1117 2332 1283"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>代替職員(第1順位)</th> <th>代替職員(第2順位)</th> <th>代替職員(第3順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>副市長</td> <td><u>戦略監</u></td> <td><u>技監</u></td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td><u>戦略監</u></td> <td><u>技監</u></td> <td><u>総務参事</u></td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>当該班の専任補佐</td> <td>当該班の主たる主査</td> <td>当該班の主たる係長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)～(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 国民の権利利益の救済に係る手続等</p> <p>(1) 国民の権利利益の迅速な救済 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。 また、必要に応じ外部の専門家などの協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。</p>	体 制	参 集 基 準	①担当課等体制	国民保護担当課 <u>(防災危機管理課)</u> 職員が参集	②危機管理会議体制	長井市危機管理会議設置要綱に基づき、職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)	市 長	副市長	<u>戦略監</u>	<u>技監</u>	副市長	<u>戦略監</u>	<u>技監</u>	<u>総務参事</u>	班 長	当該班の専任補佐	当該班の主たる主査	当該班の主たる係長	<p>組織の改編</p> <p>組織の改編等 長井市長の職務を行う者の順位等に関する規則</p>
体 制	参 集 基 準																																																	
①担当課等体制	国民保護担当課 <u>(総務課)</u> 職員が参集																																																	
②危機管理会議体制	長井市危機管理会議設置要綱に基づき、職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																																																	
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																																																	
名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)																																															
市 長	副市長	<u>教育長</u>	<u>総務課長</u>																																															
副市長	<u>教育長</u>	<u>総務課長</u>	<u>総務課補佐</u>																																															
班 長	当該班の専任補佐	当該班の主たる主査	当該班の主たる係長																																															
体 制	参 集 基 準																																																	
①担当課等体制	国民保護担当課 <u>(防災危機管理課)</u> 職員が参集																																																	
②危機管理会議体制	長井市危機管理会議設置要綱に基づき、職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																																																	
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																																																	
名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)																																															
市 長	副市長	<u>戦略監</u>	<u>技監</u>																																															
副市長	<u>戦略監</u>	<u>技監</u>	<u>総務参事</u>																																															
班 長	当該班の専任補佐	当該班の主たる主査	当該班の主たる係長																																															

現 行	修 正 (案)	修正理由等
<p>体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流団体との協力体制を構築するなど、<u>災害時要援護者</u>に対する伝達に配慮するものとする。 警報を通知すべき関係機関については、別に定めるものとする。 (2)～(6) 略</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1)～(2) 略 (3) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</p> <p>【収集・報告すべき情報】 1 避難住民（負傷した住民も同様） <u>①氏名 ②出生の年月日 ③男女の別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</u> <u>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報</u> <u>（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</u> <u>⑦居所 ⑧負傷又は疾病の状況</u> <u>⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u> 2 死亡した住民の（上記①～⑥に加えて） <u>⑩死亡の日時、場所及び状況 ⑪死体の所在</u></p> <p>4 略</p>	<p>体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流団体との協力体制を構築するなど、<u>災害時要配慮者</u>に対する伝達に配慮するものとする。 警報を通知すべき関係機関については、別に定めるものとする。 (2)～(6) 略</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1)～(2) 略 (3) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</p> <p>【収集・報告すべき情報】 1 避難住民（負傷した住民も同様） <u>① 氏名</u> <u>② フリガナ</u> <u>③ 出生の年月日</u> <u>④ 男女の別</u> <u>⑤ 住所（郵便番号を含む。）</u> <u>⑥ 国籍</u> <u>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報</u> <u>（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</u> <u>⑧ 負傷（疾病）の該当</u> <u>⑨ 負傷又は疾病の状況</u> <u>⑩ 現在の居所</u> <u>⑪ 連絡先その他必要情報</u> <u>⑫ 親族・同居者からの照会への回答の希望</u> <u>⑬ 知人からの照会への回答の希望</u> <u>⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表への同意</u> 2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて） <u>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</u> <u>⑯ 遺体が安置されている場所</u> <u>⑰ 連絡先その他必要情報</u> <u>⑱ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答の同意</u></p> <p>4 略</p>	<p>表現の適正化（災害対策基本法第8条）</p> <p>安否情報省令の改正</p>

現 行	修 正 (案)	修正理由等
<p>第5 研修及び訓練 略 1 略</p> <p>2 訓練 (1)～(2) 略 (3) 訓練に当たっての留意事項 ① 略 ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、地区の協力を求めるとともに、特に災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。 ③～⑥ 略</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 略</p> <p>1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。 ※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 略 ○ 地区長及び自主防災組織代表者の名簿 <u>(総務課及び市民課生活環境係で保有)</u> ○ 略 ○ <u>災害時要援護者の避難支援プラン(平成17年12月山形県作成「支援指針」)</u> </div> <p>(2) 略 (3) 災害時要援護者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、災害時要援護者等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時要援護者支援指針を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係課等を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>第5 研修及び訓練 略 1 略</p> <p>2 訓練 (1)～(2) 略 (3) 訓練に当たっての留意事項 ① 略 ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、地区の協力を求めるとともに、特に災害時要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。 ③～⑥ 略</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 略</p> <p>1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。 ※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 略 ○ 地区長及び自主防災組織代表者の名簿 <u>(総務課及び防災危機管理課で保有)</u> ○ 略 ○ <u>災害時要配慮者支援指針(平成26年2月山形県作成)</u> </div> <p>(2) 略 (3) 災害時要配慮者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、災害時要配慮者等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時要配慮者支援指針を活用しつつ、災害時要配慮者の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係課等を中心とした横断的な「災害時要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>表現の適正化(災害対策基本法第8条)</p> <p>所管課の変更</p> <p>県指針の改訂</p> <p>表現の適正化(災害対策基本法第8条)</p> <p>県指針の改訂</p>

現 行	修 正 (案)	修正理由等
<p>(4)~(5) 略</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合、<u>災害時援護者</u>の避難方法等についても配慮する。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等 市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。 また、市は、<u>「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)</u>に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</p> <p>(2) 略</p> <p>第3章～第4章 略</p>	<p>(4)~(5) 略</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合、<u>災害時要配慮者</u>の避難方法等についても配慮する。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等 市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。 また、市は、<u>「生活関連等施設の安全確保の留意点」(平成27年4月)</u>に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</p> <p>(2) 略</p> <p>第3章～第4章 略</p>	<p>表現の適正化(災害対策基本法第8条)</p> <p>国通知の改訂</p>

長井市国民保護計画修正案（第3編 武力攻撃事態等への対処）

現 行	修 正（案）	修正理由等
<p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動体制</p> <p>略</p> <p>1 事態認定前における危機管理会議の設置及び初動措置</p> <p>(1) 長井市危機管理会議の設置</p> <p>① 市長は、市の区域内又は近隣の市町において発生した武力攻撃事態等の認定につながる可能性があると考えられる事案、多数の人を殺傷する行為等の事案に関する情報を入手し、調査の上、当該事案であることを把握した場合には、長井市危機管理会議設置要綱（平成13年訓令第15号）に基づく長井市危機管理会議（以下「危機管理会議」という。）を設置し、当該事案に係る情報収集や、関係機関への迅速な情報提供を行う。</p> <p>— 組織図は 35ページ に掲載 —</p> <p>※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。また、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。</p> <p>② 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">長 井 市 危 機 管 理 会 議 組 織 図</p> <p>目 的 自然災害によるものを除く、市民の生命身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態や行政運営に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある緊急事態に迅速に対応することで、未然にぼうしすることや被害の拡大の抑止を図る。</p> <p>※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により市の職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。</p>	<p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動体制</p> <p>略</p> <p>1 事態認定前における危機管理会議の設置及び初動措置</p> <p>(1) 長井市危機管理会議の設置</p> <p>① 市長は、市の区域内又は近隣の市町において発生した武力攻撃事態等の認定につながる可能性があると考えられる事案、多数の人を殺傷する行為等の事案に関する情報を入手し、調査の上、当該事案であることを把握した場合には、長井市危機管理会議設置要綱（平成13年訓令第15号）に基づく長井市危機管理会議（以下「危機管理会議」という。）を設置し、当該事案に係る情報収集や、関係機関への迅速な情報提供を行う。</p> <p>— 組織図は 37ページ に掲載 —</p> <p>※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。また、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。</p> <p>② 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">長 井 市 危 機 管 理 会 議 組 織 図</p> <p>目 的 自然災害によるものを除く、市民の生命身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態や行政運営に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある緊急事態に迅速に対応することで、未然にぼうしすることや被害の拡大の抑止を図る。</p> <p>※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により市の職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。</p>	<p>参照ページの修正</p> <p>組織機構の変更</p>

現 行	修 正 (案)	修正理由等																				
<p style="text-align: center;">災害発生時における体制及び対処措置の流れ</p> <p style="text-align: center;">(どこかで被害が出たようだと) (原因・被害規模が判明) (本部設置指定)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;"> <p>災害対策基本法第2条第1号の災害のうち自然災害</p> <p style="text-align: center;">体制及び対処措置</p> </td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;"> <p>・警報の発令等 所管 市長課 生活環境課</p> </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>災害対策連絡会の設置 (消防法等に基づく措置) (消防警報区域設定・救急業務等) 原因及び被害状況の調査</p> </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>【被害が小さい場合】調査を継続</p> <p>【被害が大きい場合】 災害対策本部の設置 所管 市長課生活環境課</p> </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>災害対策基本法第2条第1号の災害のうち自然災害以外の被害又は国民保護法における武力攻撃による災害</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>兆候等に関する情報収集</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>危機管理会議の設置 (消防法等に基づく措置) (消防警報区域設定・救急業務等) 原因及び被害状況の調査 県との連絡調整 所管 総務課</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>原因が武力攻撃以外のものであり、被害も小さく会議の設置の必要もなくなった</p> <p>危機管理会議の廃止</p> <p>原因が武力攻撃以外のものであることが判明 災害対策連絡会に切替 所管 市長課生活環境課</p> <p>原因が武力攻撃以外のものであることが判明 【被害が大きい場合】 災害対策本部の設置 所管 市長課生活環境課</p> <p>原因が武力攻撃によるものであることが判明【被害の大小にかかわらず】 国民保護法等に基づく措置 ・避難の指示・警報区域の設定 ・本部設置指定要請</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>市国民保護対策本部体制 国民保護措置 ・警報伝達 ・避難要請作成 ・住民避難誘導</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">体制レベル 連絡会・会議 対策本部</p>	<p>災害対策基本法第2条第1号の災害のうち自然災害</p> <p style="text-align: center;">体制及び対処措置</p>	<p>・警報の発令等 所管 市長課 生活環境課</p>	<p>災害対策連絡会の設置 (消防法等に基づく措置) (消防警報区域設定・救急業務等) 原因及び被害状況の調査</p>	<p>【被害が小さい場合】調査を継続</p> <p>【被害が大きい場合】 災害対策本部の設置 所管 市長課生活環境課</p>		<p>災害対策基本法第2条第1号の災害のうち自然災害以外の被害又は国民保護法における武力攻撃による災害</p>	<p>兆候等に関する情報収集</p>	<p>危機管理会議の設置 (消防法等に基づく措置) (消防警報区域設定・救急業務等) 原因及び被害状況の調査 県との連絡調整 所管 総務課</p>	<p>原因が武力攻撃以外のものであり、被害も小さく会議の設置の必要もなくなった</p> <p>危機管理会議の廃止</p> <p>原因が武力攻撃以外のものであることが判明 災害対策連絡会に切替 所管 市長課生活環境課</p> <p>原因が武力攻撃以外のものであることが判明 【被害が大きい場合】 災害対策本部の設置 所管 市長課生活環境課</p> <p>原因が武力攻撃によるものであることが判明【被害の大小にかかわらず】 国民保護法等に基づく措置 ・避難の指示・警報区域の設定 ・本部設置指定要請</p>	<p>市国民保護対策本部体制 国民保護措置 ・警報伝達 ・避難要請作成 ・住民避難誘導</p>	<p style="text-align: center;">災害発生時における体制及び対処措置の流れ</p> <p style="text-align: center;">(どこかで被害が出たようだと) (原因・被害規模が判明) (本部設置指定)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;"> <p>災害対策基本法第2条第1号の災害のうち自然災害</p> <p style="text-align: center;">体制及び対処措置</p> </td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;"> <p>・警報の発令等 所管 防災危機管理課</p> </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>災害対策連絡会の設置 (消防法等に基づく措置) (消防警報区域設定・救急業務等) 原因及び被害状況の調査</p> </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>【被害が小さい場合】調査を継続</p> <p>【被害が大きい場合】 災害対策本部の設置 所管 防災危機管理課</p> </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>災害対策基本法第2条第1号の災害のうち自然災害以外の被害又は国民保護法における武力攻撃による災害</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>兆候等に関する情報収集</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>危機管理会議の設置 (消防法等に基づく措置) (消防警報区域設定・救急業務等) 原因及び被害状況の調査 県との連絡調整 所管 防災危機管理課</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>原因が武力攻撃以外のものであり、被害も小さく会議の設置の必要もなくなった</p> <p>危機管理会議の廃止</p> <p>原因が武力攻撃以外のものであることが判明 災害対策連絡会に切替 所管 防災危機管理課</p> <p>原因が武力攻撃以外のものであることが判明 【被害が大きい場合】 災害対策本部の設置 所管 防災危機管理課</p> <p>原因が武力攻撃によるものであることが判明【被害の大小にかかわらず】 国民保護法等に基づく措置 ・避難の指示・警報区域の設定 ・本部設置指定要請</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>市国民保護対策本部体制 国民保護措置 ・警報伝達 ・避難要請作成 ・住民避難誘導</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">体制レベル 連絡会・会議 対策本部</p>	<p>災害対策基本法第2条第1号の災害のうち自然災害</p> <p style="text-align: center;">体制及び対処措置</p>	<p>・警報の発令等 所管 防災危機管理課</p>	<p>災害対策連絡会の設置 (消防法等に基づく措置) (消防警報区域設定・救急業務等) 原因及び被害状況の調査</p>	<p>【被害が小さい場合】調査を継続</p> <p>【被害が大きい場合】 災害対策本部の設置 所管 防災危機管理課</p>		<p>災害対策基本法第2条第1号の災害のうち自然災害以外の被害又は国民保護法における武力攻撃による災害</p>	<p>兆候等に関する情報収集</p>	<p>危機管理会議の設置 (消防法等に基づく措置) (消防警報区域設定・救急業務等) 原因及び被害状況の調査 県との連絡調整 所管 防災危機管理課</p>	<p>原因が武力攻撃以外のものであり、被害も小さく会議の設置の必要もなくなった</p> <p>危機管理会議の廃止</p> <p>原因が武力攻撃以外のものであることが判明 災害対策連絡会に切替 所管 防災危機管理課</p> <p>原因が武力攻撃以外のものであることが判明 【被害が大きい場合】 災害対策本部の設置 所管 防災危機管理課</p> <p>原因が武力攻撃によるものであることが判明【被害の大小にかかわらず】 国民保護法等に基づく措置 ・避難の指示・警報区域の設定 ・本部設置指定要請</p>	<p>市国民保護対策本部体制 国民保護措置 ・警報伝達 ・避難要請作成 ・住民避難誘導</p>	<p style="text-align: center;">修正理由等</p> <p style="text-align: center;">組織機構の変更</p>
<p>災害対策基本法第2条第1号の災害のうち自然災害</p> <p style="text-align: center;">体制及び対処措置</p>	<p>・警報の発令等 所管 市長課 生活環境課</p>	<p>災害対策連絡会の設置 (消防法等に基づく措置) (消防警報区域設定・救急業務等) 原因及び被害状況の調査</p>	<p>【被害が小さい場合】調査を継続</p> <p>【被害が大きい場合】 災害対策本部の設置 所管 市長課生活環境課</p>																			
<p>災害対策基本法第2条第1号の災害のうち自然災害以外の被害又は国民保護法における武力攻撃による災害</p>	<p>兆候等に関する情報収集</p>	<p>危機管理会議の設置 (消防法等に基づく措置) (消防警報区域設定・救急業務等) 原因及び被害状況の調査 県との連絡調整 所管 総務課</p>	<p>原因が武力攻撃以外のものであり、被害も小さく会議の設置の必要もなくなった</p> <p>危機管理会議の廃止</p> <p>原因が武力攻撃以外のものであることが判明 災害対策連絡会に切替 所管 市長課生活環境課</p> <p>原因が武力攻撃以外のものであることが判明 【被害が大きい場合】 災害対策本部の設置 所管 市長課生活環境課</p> <p>原因が武力攻撃によるものであることが判明【被害の大小にかかわらず】 国民保護法等に基づく措置 ・避難の指示・警報区域の設定 ・本部設置指定要請</p>	<p>市国民保護対策本部体制 国民保護措置 ・警報伝達 ・避難要請作成 ・住民避難誘導</p>																		
<p>災害対策基本法第2条第1号の災害のうち自然災害</p> <p style="text-align: center;">体制及び対処措置</p>	<p>・警報の発令等 所管 防災危機管理課</p>	<p>災害対策連絡会の設置 (消防法等に基づく措置) (消防警報区域設定・救急業務等) 原因及び被害状況の調査</p>	<p>【被害が小さい場合】調査を継続</p> <p>【被害が大きい場合】 災害対策本部の設置 所管 防災危機管理課</p>																			
<p>災害対策基本法第2条第1号の災害のうち自然災害以外の被害又は国民保護法における武力攻撃による災害</p>	<p>兆候等に関する情報収集</p>	<p>危機管理会議の設置 (消防法等に基づく措置) (消防警報区域設定・救急業務等) 原因及び被害状況の調査 県との連絡調整 所管 防災危機管理課</p>	<p>原因が武力攻撃以外のものであり、被害も小さく会議の設置の必要もなくなった</p> <p>危機管理会議の廃止</p> <p>原因が武力攻撃以外のものであることが判明 災害対策連絡会に切替 所管 防災危機管理課</p> <p>原因が武力攻撃以外のものであることが判明 【被害が大きい場合】 災害対策本部の設置 所管 防災危機管理課</p> <p>原因が武力攻撃によるものであることが判明【被害の大小にかかわらず】 国民保護法等に基づく措置 ・避難の指示・警報区域の設定 ・本部設置指定要請</p>	<p>市国民保護対策本部体制 国民保護措置 ・警報伝達 ・避難要請作成 ・住民避難誘導</p>																		
<h2>第2章 市対策本部の設置等</h2>	<h2>第2章 市対策本部の設置等</h2>																					
<p>略</p>	<p>略</p>																					
<h3>1 市対策本部の設置</h3>	<h3>1 市対策本部の設置</h3>																					
<p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>市対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 市対策本部の開設</p> <p>市対策本部担当者は、市庁舎3階第1委員会室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。</p> <p>市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p> <p>⑤ 略</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合の対策本部の予定位置を次のとおりとする。</p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p>	<p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>市対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 市対策本部の開設</p> <p>市対策本部担当者は、市庁舎2階庁議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。</p> <p>市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p> <p>⑤ 略</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合の対策本部の予定位置を次のとおりとする。</p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p>	<p>庁舎移転による変更</p>																				
<p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">予定場所</td> <td style="padding: 2px;">西置賜行政組合消防本部</td> </tr> </table> </p>	予定場所	西置賜行政組合消防本部	<p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">予定場所</td> <td style="padding: 2px;">西置賜行政組合西置賜防災センター</td> </tr> </table> </p>	予定場所	西置賜行政組合西置賜防災センター	<p>表現の適正化</p>																
予定場所	西置賜行政組合消防本部																					
予定場所	西置賜行政組合西置賜防災センター																					

現行	修正(案)	修正理由等												
<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p> <p>【長井市対策本部の組織構成及び機能】</p> <p>※市本部長が必要と認めるときは、国・県の職員その他市の職員以外の者を対策本部会議に参加させることができる</p> <p>※各班の班長は、当該班を担当する課等の長とする</p>	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p> <p>【長井市対策本部の組織構成及び機能】</p> <p>※市本部長が必要と認めるときは、国・県の職員その他市の職員以外の者を対策本部会議に参加させることができる</p> <p>※市本部長が必要と認めるときは、国・県の職員その他市の職員以外の者を対策本部会議に参加させることができる</p>	<p>組織機構の変更等</p>												
<p>※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各課等において措置を実施するものとする（市対策本部には、各課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。</p> <p>【市対策本部長を補佐する事項】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補佐事項の詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統括事項 ○総務班長 財政班長 市民班長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 </td> </tr> <tr> <td>対策事項 ○市民班長 総務班長 消防班長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市が行う国民保護措置に関する調整 他の市町村に対する応援要請、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	補佐事項の詳細	統括事項 ○総務班長 財政班長 市民班長	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 	対策事項 ○市民班長 総務班長 消防班長	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う国民保護措置に関する調整 他の市町村に対する応援要請、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 	<p>※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各課等において措置を実施するものとする（市対策本部には、各課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。</p> <p>【市対策本部長を補佐する事項】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補佐事項の詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統括事項 ○総務班長 財政班長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事務局が集約した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 </td> </tr> <tr> <td>対策事項 ○総務班長 消防班長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市が行う国民保護措置に関する調整 他の市町村に対する応援要請、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	補佐事項の詳細	統括事項 ○総務班長 財政班長	<ul style="list-style-type: none"> 事務局が集約した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 	対策事項 ○総務班長 消防班長	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う国民保護措置に関する調整 他の市町村に対する応援要請、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 	<p>表現の適正化</p> <p>組織機構の変更</p>
区分	補佐事項の詳細													
統括事項 ○総務班長 財政班長 市民班長	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 													
対策事項 ○市民班長 総務班長 消防班長	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う国民保護措置に関する調整 他の市町村に対する応援要請、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 													
区分	補佐事項の詳細													
統括事項 ○総務班長 財政班長	<ul style="list-style-type: none"> 事務局が集約した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 													
対策事項 ○総務班長 消防班長	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う国民保護措置に関する調整 他の市町村に対する応援要請、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 													

現 行		修 正 (案)		修正理由等									
情報事項 ○企画班長 総務班長 市民班長 消防班長	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報・避難や救援の実施状況・災害への対応状況・安否情報・その他の情報等に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線や通信機器の確保 	情報事項 ○企画班長 総務班長 市民班長 消防班長	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報・避難や救援の実施状況・災害への対応状況・安否情報・その他の情報等に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線や通信機器の確保 										
広報事項 ○総務班長 企画班長	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 	広報事項 ○総務班長 企画班長	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 										
庶務的事項 ○農林班長 市民班長 商工班長 建設班長 福祉班長	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 	庶務的事項 ○農林班長 市民班長 商工班長 建設班長 福祉班長	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 										
※【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】		※【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】		組織機構の変更 地域防災計画との整合性確保 表現の適正化									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名 (班長)</th> <th>係 名</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 総務班 (総務課長) </td> <td> <u>総務課行政係</u> (連絡員：総務課補佐) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市対策本部員会議の庶務に関する事 本部員会議及び各班との連絡調整 市対策本部が決定した方針に基づく各班に対する具体的指示 職員の動員及び派遣に関する事 国、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との連絡に関する事 自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 災害関係文書の受理配布に関する事 罹災職員の公務災害及び福利厚生に関する事 災害のとりまとめ及び報告に関する事 特殊標章等の<u>交付等</u>に関する事 <u>その他他班に属さない事項</u> </td> </tr> </tbody> </table>	班名 (班長)	係 名	武力攻撃事態等における業務		総務班 (総務課長)	<u>総務課行政係</u> (連絡員：総務課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部員会議の庶務に関する事 本部員会議及び各班との連絡調整 市対策本部が決定した方針に基づく各班に対する具体的指示 職員の動員及び派遣に関する事 国、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との連絡に関する事 自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 災害関係文書の受理配布に関する事 罹災職員の公務災害及び福利厚生に関する事 災害のとりまとめ及び報告に関する事 特殊標章等の<u>交付等</u>に関する事 <u>その他他班に属さない事項</u> 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名 (班長)</th> <th>係 名</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 総務班 (総務課長) </td> <td> <u>事務局</u> <u>(防災危機管理課、総務課)</u> (連絡員：<u>防災危機管理課補佐</u>) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市対策本部員会議の庶務に関する事 本部員会議及び各班との連絡調整 市対策本部が決定した方針に基づく各班に対する具体的指示 職員の動員及び派遣に関する事 国、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との連絡に関する事 自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 災害関係文書の受理配布に関する事 罹災職員の公務災害及び福利厚生に関する事 災害のとりまとめ及び報告に関する事 特殊標章等の<u>交付等</u>に関する事 <u>現地対策本部に関する事</u> <u>警報の伝達に関する事</u> <u>住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関する事</u> </td> </tr> </tbody> </table>	班名 (班長)	係 名	武力攻撃事態等における業務	総務班 (総務課長)	<u>事務局</u> <u>(防災危機管理課、総務課)</u> (連絡員： <u>防災危機管理課補佐</u>)
班名 (班長)	係 名	武力攻撃事態等における業務											
総務班 (総務課長)	<u>総務課行政係</u> (連絡員：総務課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部員会議の庶務に関する事 本部員会議及び各班との連絡調整 市対策本部が決定した方針に基づく各班に対する具体的指示 職員の動員及び派遣に関する事 国、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との連絡に関する事 自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 災害関係文書の受理配布に関する事 罹災職員の公務災害及び福利厚生に関する事 災害のとりまとめ及び報告に関する事 特殊標章等の<u>交付等</u>に関する事 <u>その他他班に属さない事項</u> 											
班名 (班長)	係 名	武力攻撃事態等における業務											
総務班 (総務課長)	<u>事務局</u> <u>(防災危機管理課、総務課)</u> (連絡員： <u>防災危機管理課補佐</u>)	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部員会議の庶務に関する事 本部員会議及び各班との連絡調整 市対策本部が決定した方針に基づく各班に対する具体的指示 職員の動員及び派遣に関する事 国、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との連絡に関する事 自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 災害関係文書の受理配布に関する事 罹災職員の公務災害及び福利厚生に関する事 災害のとりまとめ及び報告に関する事 特殊標章等の<u>交付等</u>に関する事 <u>現地対策本部に関する事</u> <u>警報の伝達に関する事</u> <u>住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関する事</u> 											

現 行			修 正 (案)			修正理由等
	市民課生活環境係 (連絡員：生活環境担当補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・警報の伝達に関すること ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること 		総括Gp (議会事務局、選管事務局、監査委員事務局) (連絡員：議会事務局補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県に対する要望書等の資料作成に関すること ・災害救助の応援に関すること ・その他他班に属さない事項 	
	広報・相談係 (広報公聴係) (連絡員：広報担当補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の広報に関すること ・災害写真の撮影収集、記録等に関すること ・指導機関との連絡に関すること ・災害現地等における広聴活動に関すること ・罹災住民の相談に関すること 		避難所支援Gp (総合政策課(秘書・広報室を除く)) (連絡員：総合政策課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施要領の策定に関すること ・避難所の開設及び避難者の誘導に関すること 	
	秘書係 (連絡員：総務課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の秘書に関すること 		秘書・広報係 (秘書・広報室) (連絡員：総合政策課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の秘書に関すること ・災害の広報に関すること ・災害写真の撮影収集、記録等に関すること ・災害現地等における広聴活動に関すること 	
財政班 (財政課長)	財政係 (連絡員：財政課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の予算措置に関すること ・その他総務班に対する協力 	財政班 (財政課長)	財務係 (財政課) (連絡員：財政課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の予算措置に関すること ・市有財産の被害調査及び応急対策に関すること ・庁舎停電時に対する対策に関すること ・庁舎通信の確保に関すること ・市所有自動車の配車及び輸送に関すること ・その他総務班に対する協力 	
	管財係 (連絡員：財政課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産の被害調査及び応急対策に関すること ・庁舎停電時に対する対策に関すること ・庁舎通信の確保に関すること ・市所有自動車の配車及び輸送に関すること 		削除	削除	
企画班 (企画調整課長)	企画係 (連絡員：企画調整課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県に対する要望書等の資料作成に関すること ・災害救助の応援に関すること ・ボランティアの受入れ及び配置に関すること ・その他総務班に対する協力 	企画班 (地域づくり推進課長)	企画係 (地域づくり推進課) (連絡員：地域づくり推進課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入れ及び配置に関すること ・コミュニティセンター等の被害調査ならびに応急対策に関すること ・コミュニティセンター等を避難(場)所として開設する場合の協力に関すること ・災害活動に協力する婦人会等への連絡調整に関すること ・その他総務班に対する協力 	

現 行			修 正 (案)			修正理由等
税務班 (税務課長)	税務係 (固定資産税係) <u>(連絡員：固定資産税担当補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のための税等の減免に関すること ・固定資産の被害判定に関すること ・その他総務班に対する協力 	税務班 (税務課長)	税務係 (固定資産税係) <u>(連絡員：税務課補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のための税等の減免に関すること ・固定資産の被害判定に関すること ・その他総務班に対する協力 	
	納税係(収納係) <u>(連絡員：収納担当補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の税等の徴収猶予及び滞納処分の執行停止に関すること 		納税係 (収納係) <u>(連絡員：税務課補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の税等の徴収猶予及び滞納処分の執行停止に関すること 	
市民班 (市民課長)	庶務係 (戸籍係) <u>(連絡員：戸籍補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害地域民からの陳情の受付に関すること</u> ・<u>義援金の募集に関すること</u> ・<u>その他総務班に対する協力</u> 	市民班 (市民課長)	削除	削除	
	市民係 (市民年金係) <u>(連絡員：市民課補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集に関すること ・<u>避難所の開設及び避難者の誘導に関すること</u> ・その他総務班に対する協力 		市民係 (市民課) <u>(連絡員：市民課補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害地域民からの陳情の受付に関すること</u> ・<u>罹災住民の相談に関すること</u> ・安否情報の収集に関すること ・<u>災害時の清掃及び廃棄物の処理に関すること</u> ・<u>公害発生対策に関すること</u> ・<u>死体の処理及び埋葬に関すること</u> ・その他総務班に対する協力 	
<u>衛生班</u> (健康課長)	<u>衛生係</u> (<u>予防係</u>) (<u>市民課生活環境係</u>) <u>(連絡員：健康課補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における伝染病及びその他疾病の予防に関すること ・<u>災害時の清掃及び廃棄物の処理に関すること</u> ・医療、医薬品等の供給体制の整備及び隔離病舎に関すること ・<u>公害発生対策に関すること</u> ・<u>汚物の消毒及び処理に関すること</u> ・<u>死体の処理及び埋葬に関すること</u> ・その他災害時における衛生行政に関すること 	<u>健康班</u> (<u>健康スポーツ課長</u>)	<u>健康係</u> (<u>健康推進室</u>) <u>(連絡員：健康推進室長)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における伝染病及びその他疾病の予防に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備及び隔離病舎に関すること ・汚物の消毒及び処理に関すること ・<u>保健、医療施設の被害調査及び応急対策に関すること</u> ・その他災害時における衛生行政に関すること 	
	<u>保健係</u> (<u>市民課医療給付係</u>) <u>(連絡員：市民課医療給付補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保健衛生施設の被害調査及び応急対策に関すること</u> ・<u>その他市民班に対する協力</u> 		<u>施設係</u> (<u>スポーツ推進室</u>) <u>(連絡員：健康スポーツ課補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること</u> ・<u>社会体育施設を避難(場)所として開設する場合の協力に関すること</u> 	
建設班 (建設課長)	<u>道路管理係</u> (連絡員：建設課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧に関すること ・災害対策のための労務者の確保に関すること ・災害対策のための建設業者との連絡調整に関すること ・その他災害のための土木行政に関すること 	建設班 (建設課長)	<u>管理係</u> (<u>建設管理係</u>) (連絡員：建設課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧に関すること ・災害対策のための労務者の確保に関すること ・災害対策のための建設業者との連絡調整に関すること ・<u>河川関係の災害対策に関すること</u> ・<u>水防作業に対する指導に関すること</u> ・その他災害のための土木行政に関すること 	

現 行			修 正 (案)			修正理由等
	土木係(工事係) <u>(連絡員：工事・都市計画担当補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の応急復旧対策に関する事 ・交通施設の災害応急復旧対策に関する事 ・土木全般の被害の調査及び応急対策に関する事 		土木係 <u>(建設企画整備室)</u> <u>(連絡員：建設企画整備室長)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の応急復旧対策に関する事 ・交通施設の災害応急復旧対策に関する事 ・土木全般の被害の調査及び応急対策に関する事 	
	<u>河川係</u> <u>(連絡員：建設課補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>河川関係の災害対策に関する事</u> ・<u>水防作業に対する指導に関する事</u> 		削除	削除	
	建築係 <u>(連絡員：工事・都市計画担当補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家屋等の被害調査に関する事 ・災害救助用仮設住宅の建設に関する事 ・被害住宅復興資金に関する事 ・その他建設班内の他の係に対する協力 		建築係 <u>(都市・住まい政策室、公共施設整備室)</u> <u>(連絡員：都市・住まい政策室長)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家屋等の被害調査に関する事 ・災害救助用仮設住宅の建設に関する事 ・被害住宅復興資金に関する事 ・その他建設班内の他の係に対する協力 	
	<u>下水道係</u> <u>(下水道工務係)</u> <u>(連絡員：下水道工務担当補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>下水道関係の被害調査に関する事</u> ・<u>その他建設班内の他の係に対する協力</u> 		削除	削除	
農林班 (農林課長)	農政係 (農山村整備係) <u>(連絡員：農山村整備担当補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災農家の援助（融資斡旋）に関する事 ・災害対策用国有林の払い下げに関する事 ・災害対策用木材、薪炭に関する事 ・農林関係の被害の調査及び応急対策に関する事 ・被災農家に対する農業共済金の早期支払いに関する事 ・その他災害時における農林行政に関する事 	農林班 (農林課長)	農政係 (農山村整備係) <u>(連絡員：農林課補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災農家の援助（融資斡旋）に関する事 ・災害対策用国有林の払い下げに関する事 ・災害対策用木材、薪炭に関する事 ・農林関係の被害の調査及び応急対策に関する事 ・被災農家に対する農業共済金の早期支払いに関する事 ・その他災害時における農林行政に関する事 	

現 行			修 正 (案)			修正理由等
	振興係 (連絡員：農 林課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧関係一切の調達確保及び輸送に関するこ と ・災害時における種苗生産資材肥料の対策に関 すること ・災害時における農業技術の指導及び普及に関 すること ・災害時における農作物、果樹等の病虫害発生 の予防及び防除に関するこ ・家畜防疫並びに飼料の調達確保、輸送に関す ること ・生活必需品の調達、確保、輸送に関するこ 		振興係 <u>(農政振興 係)</u> (連絡員：農 林課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧関係一切の調達確保及び輸送に関するこ と ・災害時における種苗生産資材肥料の対策に関 すること ・災害時における農業技術の指導及び普及に関 すること ・災害時における農作物、果樹等の病虫害発生 の予防及び防除に関するこ ・家畜防疫並びに飼料の調達確保、輸送に関す ること ・生活必需品の調達、確保、輸送に関するこ 	
商工班 <u>(商工観光課 長)</u>	商工係 <u>(商工労政 係)</u> (連絡員：商 工観光課補 佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・応急援助のための食糧品を除く生活必需品の 確保並びに輸送に関するこ ・被害商工業者に対する融資斡旋に関するこ ・商工業関係の被害調査及び応急対策に関する こと ・その他災害時における商工行政に関するこ ・物価の流通及び安定対策に関するこ ・災害時に関する金融措置に関するこ ・その他総務班に対する協力 	商工班 <u>(商工振興課 長)</u>	商工係 <u>(商工振興 課、新産業 団地整備課)</u> (連絡員：商 工振興課補 佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・応急援助のための食糧品を除く生活必需品の 確保並びに輸送に関するこ ・被害商工業者に対する融資斡旋に関するこ ・商工業関係の被害調査及び応急対策に関する こと ・その他災害時における商工行政に関するこ ・物価の流通及び安定対策に関するこ ・災害時に関する金融措置に関するこ ・その他総務班に対する協力 	
	観光施設係 <u>(観光係)</u> (連絡員：観 光担当補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の被害調査及び応急対策に関するこ と ・その他総務班に対する協力 	<u>商工班</u> <u>副班長</u> <u>観光文化 交流課長</u>	観光施設係 <u>(観光交流 室)</u> (連絡員：観 光交流室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の被害調査及び応急対策に関するこ と ・その他総務班に対する協力 	
				文化財係 <u>(文化交流 室)</u> (連絡員：文 化交流室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の被害調査及び応急対策に関するこ と ・文化関係施設の被害調査及び応急対策に関す ること ・その他総務班に対する協力 	
福祉班 <u>(福祉事務所 長)</u>	福祉事務所 <u>長寿介護係</u> (連絡員：長 寿介護担当 補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時要援護者</u>の安全確保及び支援体制の整 備に関するこ 	福祉班 <u>(福祉あんし ん課長)</u>	長寿介護係 <u>(長寿介護 係、地域包 括支援セン ター)</u> (連絡員：福 祉あんしん 課補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時要配慮者</u>の安全確保及び支援体制の整 備に関するこ ・<u>福祉施設の被害調査及び応急対策に関するこ と</u> 	
	庶務係 (連絡員：庶 務担当補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>罹災者に対する炊出し救助に関するこ</u> ・<u>災害対策物資の確保に関するこ</u> ・<u>援護物資及び義援金の配布に関するこ</u> ・<u>その他災害時における福祉行政に関するこ</u> 		削除	削除	

現 行			修 正 (案)			修正理由等
	援護係 <u>(連絡員：援護担当補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護家庭等の要援護罹災者に交付する援護対策に関すること（要介護者等は長寿介護係の高齢者、<u>障害者等</u>を含むこととする） 罹災地における災害時要援護者並びにその世帯の保護対策に関すること その他総務班に対する協力 		援護係 <u>(生活支援係)</u> <u>(連絡員：福祉あんしん課補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護家庭等の要援護罹災者に交付する援護対策に関すること（要介護者等は長寿介護係の高齢者、<u>障がい者等</u>を含むこととする） 罹災地における災害時要援護者並びにその世帯の保護対策に関すること <u>罹災者に対する炊出し救助に関すること</u> <u>災害対策物資の確保に関すること</u> <u>義援金の募集に関すること</u> <u>援護物資及び義援金の配布に関すること</u> <u>その他災害時における福祉行政に関すること</u> その他総務班に対する協力 	
	社会係 <u>(社会児童係)</u> <u>(連絡員：福祉事務所補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 母子福祉施設の被害の調査及び応急対策に関すること その他総務班に対する協力 	福祉班 副班長 <u>子育て推進課長</u>	児童係 <u>(子育て推進課)</u> <u>(連絡員：子育て推進課補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 母子福祉施設の被害の調査及び応急対策に関すること <u>児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること</u> その他総務班に対する協力 	
<u>給水班</u> <u>(水道事業所長)</u>	給水係 <u>(連絡員：水道事業所補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 災害地に対する飲料水の供給に関すること 飲料水の消毒化及び処理に関すること 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 	<u>水道班</u> <u>(上下水道課長)</u>	<u>上下水道係</u> <u>(上下水道課)</u> <u>(連絡員：上下水道課補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 災害地に対する飲料水の供給に関すること 飲料水の消毒化及び処理に関すること 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること <u>下水道関係の被害調査に関すること</u> 	
<u>教育班</u> <u>(教育委員会管理課長)</u>	管理係 <u>(連絡員：施設担当補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における委員会内職員の動員に関すること 教育委員会内の連絡調整に関すること 教育財産の災害対策及び被害調査に関すること <u>罹災児童、生徒に対する授業及び保護に関すること</u> <u>災害救助用教科書及び学用品の支給に関すること</u> <u>災害における児童生徒の避難等に関すること</u> <u>教育関係義援金の交付に関すること</u> その他災害時における教育行政に関すること 	教育班 <u>(学校教育課長)</u> 副班長 <u>教育総務課長</u>	管理係 <u>(連絡員：教育総務課補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における委員会内職員の動員に関すること 教育委員会内の連絡調整に関すること 教育財産の災害対策及び被害調査に関すること <u>学校体育館等を避難（場）所として開設する場合の協力に関すること</u> その他災害時における教育行政に関すること 	
	社教係 <u>(文化生涯学習課生涯学習係)</u> <u>(連絡員：生涯学習担当補佐)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>文化財、公民館等の被害調査ならびに応急対策に関すること</u> <u>体育館、公民館等を避難（場）所として開設する場合の協力に関すること</u> <u>災害活動に協力する婦人会等への連絡調整に関すること</u> 		削除	削除	

現 行			修 正 (案)			修正理由等
	庶務係 <u>(学校給食共同調理場業務係)</u> <u>(連絡員:学校給食共同調理場補佐)</u>	・被害者に対する炊出し救助への協力に関する こと		庶務係 <u>(給食共同調理場)</u> <u>(連絡員:給食共同調理場補佐)</u>	・被害者に対する炊出し救助への協力に関する こと	表現の適正化
			<u>教育班</u> <u>(学校教育課長)</u>	<u>教育係</u> <u>(学校教育課)</u> <u>(連絡員:学校教育課補佐)</u>	・罹災児童、生徒に対する授業及び保護に関する こと ・災害救助用教科書及び学用品の支給に関する こと ・災害における児童生徒の避難等に関する こと ・教育関係義援金の交付に関する こと	
会計班 (会計課長)	会計係 (連絡員:会計課補佐)	・災害応急対策等に要する経理に関する こと ・災害見舞金等の出納、保管に関する こと ・その他総務班への協力に関する こと	会計班 (会計課長)	会計係 (連絡員:会計課補佐)	・災害応急対策等に要する経理に関する こと ・災害見舞金等の出納、保管に関する こと ・その他総務班への協力に関する こと	
略 (4)~(8) 略			略 (4)~(8) 略			
2 略			2 略			
第3章 略			第3章 略			
第4章 警報及び避難の指示等			第4章 警報及び避難の指示等			
第1 警報の伝達等 略			第1 警報の伝達等 略			
1 警報の内容の伝達等			1 警報の内容の伝達等			
(1) 略			(1) 略			
(2) 警報の内容の通知			(2) 警報の内容の通知			
① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、児童センターなど）に対し、警報の内容を通知する。			① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、児童センターなど）に対し、警報の内容を通知する。			
② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。			② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。			

現 行	修 正 (案)	修正理由等
<p style="text-align: center;">市長から関係機関への警報の通知・伝達</p> <p>※ 市長は、市のホームページに警報の内容を掲載する。 ※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか、広報車の拡声器を利用する等により周知する。</p> <p style="text-align: center;">2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、地区や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮するものとする。 また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、災害時要援護者に対する伝達に配慮し、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第2 避難住民の誘導等 略</p> <p>1 略</p>	<p style="text-align: center;">市長から関係機関への警報の通知・伝達</p> <p>※ 市長は、市のホームページに警報の内容を掲載する。 ※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか、広報車の拡声器を利用する等により周知する。</p> <p style="text-align: center;">2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、地区や災害時要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮するものとする。 また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、災害時要配慮者に対する伝達に配慮し、具体的には、災害時要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第2 避難住民の誘導等 略</p> <p>1 略</p>	<p>表現の適正化(災害対策基本法第8条)</p> <p>表現の適正化(災害対策基本法第8条)</p> <p>表現の適正化(災害対策基本法第8条)</p> <p>表現の適正化(災害対策基本法第8条)</p>

現 行	修 正 (案)	修正理由等
<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難実施要領の項目</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 集合に当たっての留意事項 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、<u>災害時要援護者</u>への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。</p> <p>⑥～⑦ 略</p> <p>⑧ <u>災害時要援護者</u>への対応 <u>災害時要援護者</u>自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。</p> <p>⑨～⑫ 略</p> <p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ <u>災害時要援護者</u>の避難方法の決定(避難支援プラン、<u>災害時要援護者支援班</u>の設置)</p> <p>⑦～⑩ 略</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うものとする。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、地区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 消防機関は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合、市長は、消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難実施要領の項目</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 集合に当たっての留意事項 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、<u>災害時要配慮者</u>への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。</p> <p>⑥～⑦ 略</p> <p>⑧ <u>災害時要配慮者等</u>への対応 <u>災害時要配慮者等</u>自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。</p> <p>⑨～⑫ 略</p> <p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ <u>災害時要配慮者</u>の避難方法の決定(避難支援プラン、<u>災害時要配慮者支援班</u>の設置)</p> <p>⑦～⑩ 略</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>災害時要配慮者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うものとする。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、地区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要配慮者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 消防機関は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合、市長は、消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>表現の適正化(災害対策基本法第8条)</p> <p>表現の適正化(災害対策基本法第8条)</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 (案)	修正理由等
<p>(6) <u>災害時要援護者</u>への配慮 市長は、<u>要援護者</u>の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者支援班</u>を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、<u>障害者団体等</u>と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。</p> <p>（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>第5章 救援 1～2 略</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成16年厚生労働省告示第343号</u>)。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2) 略</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供 略</p> <p>※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、<u>次ページのとおり</u>である。</p> <p>略</p>	<p>(6) <u>災害時要配慮者</u>への配慮 市長は、<u>災害時要配慮者</u>の避難を万全に行うため、<u>災害時要配慮者支援班</u>を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、<u>障がい者団体等</u>と協力して、<u>災害時要配慮者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。</p> <p>（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>第5章 救援 1～2 略</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成25年内閣府告示第229号</u>)。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2) 略</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供 略</p> <p>※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、<u>次のとおり</u>である。</p> <p>略</p>	<p>所管官庁の変更</p> <p>表現の適正化</p> <p>安否情報省令の改正</p>

現 行		修 正 (案)		修正理由等
収集項目	<p>1 避難住民（負傷した住民も同様） <u>①氏名 ②出生年月日 ③男女の別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る）</u> <u>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</u> <u>⑦居所 ⑧負傷又は疾病の状況 ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u></p> <p>2 死亡した住民 <u>（上記①～⑥に加えて）⑩死亡の日時、場所及び状況 ⑪死体の所在</u></p>	収集項目	<p>1 避難住民（負傷した住民も同様） <u>① 氏名</u> <u>② フリガナ</u> <u>③ 出生の年月日</u> <u>④ 男女の別</u> <u>⑤ 住所（郵便番号を含む。）</u> <u>⑥ 国籍</u> <u>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</u> <u>⑧ 負傷（疾病）の該当</u> <u>⑨ 負傷又は疾病の状況</u> <u>⑩ 現在の居所</u> <u>⑪ 連絡先その他必要情報</u> <u>⑫ 親族・同居者からの照会への回答の希望</u> <u>⑬ 知人からの照会への回答の希望</u> <u>⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表への同意</u></p> <p>2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて） <u>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</u> <u>⑯ 遺体が安置されている場所</u> <u>⑰ 連絡先その他必要情報</u> <u>⑱ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答の同意</u></p>	<p>外国人登録制度の廃止</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化（災害対策基本法第8条）</p> <p>指針の改訂</p>
	<p>1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している公立の医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、<u>住民基本台帳、外国人登録原票等</u>市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第7章～第8章 略</p> <p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p>		<p>1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している公立の医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、<u>住民基本台帳等</u>市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第7章～第8章 略</p> <p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p>	

現 行	修 正 (案)	修正理由等
<p><u>市</u>、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、<u>災害時要援護者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに準じて、<u>「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)</u>等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② 略</p> <p>第10章 略</p> <p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官<u>(事態法制担当)</u>通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知)を参考。)</p> <p>①～③ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p><u>市は</u>、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、<u>災害時要配慮者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに準じて、<u>「災害廃棄物対策指針」(平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)</u>等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② 略</p> <p>第10章 略</p> <p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官<u>(事態法制企画担当)</u>通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知)を参考。)</p> <p>①～③ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>表現の適正化</p>

長井市国民保護計画修正案（第4編 復旧等）

現 行	修 正（案）	修正理由等
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略	

長井市国民保護計画修正案（第5編 緊急処理事態への対処）

現 行	修 正（案）	修正理由等																																
<p>1 緊急処理事態への対処 略</p> <table border="1" data-bbox="157 422 1234 747"> <thead> <tr> <th>武力攻撃事態</th> <th>緊急処理事態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民保護措置</td> <td>緊急対処保護措置</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害</td> <td>緊急処理事態における災害</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃</td> <td>緊急処理事態における攻撃</td> </tr> <tr> <td>国（武力攻撃事態等）対策本部</td> <td>国（緊急処理事態）対策本部</td> </tr> <tr> <td>県（国民保護）対策本部</td> <td>県（緊急処理事態）対策本部</td> </tr> <tr> <td>市（国民保護）対策本部</td> <td>市（緊急処理事態）対策本部</td> </tr> <tr> <td>対処基本方針</td> <td>緊急処理事態対処方針</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p>	武力攻撃事態	緊急処理事態	国民保護措置	緊急対処保護措置	武力攻撃災害	緊急処理事態における災害	武力攻撃	緊急処理事態における攻撃	国（ 武力攻撃事態等 ）対策本部	国（緊急処理事態）対策本部	県（国民保護）対策本部	県（緊急処理事態）対策本部	市（国民保護）対策本部	市（緊急処理事態）対策本部	対処基本方針	緊急処理事態対処方針	<p>1 緊急処理事態への対処 略</p> <table border="1" data-bbox="1264 422 2347 747"> <thead> <tr> <th>武力攻撃事態</th> <th>緊急処理事態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民保護措置</td> <td>緊急対処保護措置</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害</td> <td>緊急処理事態における災害</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃</td> <td>緊急処理事態における攻撃</td> </tr> <tr> <td>国（事態）対策本部</td> <td>国（緊急処理事態）対策本部</td> </tr> <tr> <td>県（国民保護）対策本部</td> <td>県（緊急処理事態）対策本部</td> </tr> <tr> <td>市（国民保護）対策本部</td> <td>市（緊急処理事態）対策本部</td> </tr> <tr> <td>対処基本方針</td> <td>緊急処理事態対処方針</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p>	武力攻撃事態	緊急処理事態	国民保護措置	緊急対処保護措置	武力攻撃災害	緊急処理事態における災害	武力攻撃	緊急処理事態における攻撃	国（ 事態 ）対策本部	国（緊急処理事態）対策本部	県（国民保護）対策本部	県（緊急処理事態）対策本部	市（国民保護）対策本部	市（緊急処理事態）対策本部	対処基本方針	緊急処理事態対処方針	<p>法の施行に伴う用語の修正</p>
武力攻撃事態	緊急処理事態																																	
国民保護措置	緊急対処保護措置																																	
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害																																	
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃																																	
国（ 武力攻撃事態等 ）対策本部	国（緊急処理事態）対策本部																																	
県（国民保護）対策本部	県（緊急処理事態）対策本部																																	
市（国民保護）対策本部	市（緊急処理事態）対策本部																																	
対処基本方針	緊急処理事態対処方針																																	
武力攻撃事態	緊急処理事態																																	
国民保護措置	緊急対処保護措置																																	
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害																																	
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃																																	
国（ 事態 ）対策本部	国（緊急処理事態）対策本部																																	
県（国民保護）対策本部	県（緊急処理事態）対策本部																																	
市（国民保護）対策本部	市（緊急処理事態）対策本部																																	
対処基本方針	緊急処理事態対処方針																																	